

**【問4】**

- 1 アマチュアのアート・ミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要がある。  
**【×】30条** 無料で演奏することは、権利者の損失もほとんどないことから許諾不要である。
- 2 通常の家用的テレビを設置し、入場料を徴収して衛星放送の映画番組を視聴させることについては、その映画の著作権者の許諾を必要としない。  
**【○】** 家庭用テレビであれば、たとえ入場料を徴収しても許諾は必要ない。実際問題として入場料をそのためだけに取ることは考えにくい、飲食店のテレビ視聴に著作権を及ぼすことには社会的抵抗が強い。 38条3項後段
- 3 建築の著作物を、建築物を撮影した写真から構成される写真集に掲載するには、その建築の著作権者の許諾を必要とする。  
**【×】** 模倣建築やその譲渡を建築物の権利侵害とするもので、写真で建築の著作物を利用することは自由である。 46条2号
- 4 図書館等は、利用者の調査研究の用に供するためのものであるときには、著作権者の許諾なく、利用者の求めに応じて複製を行うことができる。  
**【○】** 図書館は文化の発展を担う重要な機関であり、営利を目的としない場合に許諾なく複製サービスができる。31条1号
- 5 大学は、公表された小説の一部を含む試験問題を入学試験において出題する場合、その小説の著作権者の許諾を得る必要はない。  
**【○】** 許諾を得ることは事前に試験問題が漏えいすることとなり不都合が生じるため許諾は不要である。36条1項
- 6 大学の文化祭で、歌手を招いてコンサートをする場合、その歌手に出演料を払っているときでも、聴衆から料金を受けなければ、その歌手が歌う楽曲の著作権者に許諾を得る必要はない。  
**【×】** 出演料を払うことは、歌手にとって営利を目的としており著作権者の利益を害することとなる。38条1項但書
- 7 現代絵画が盗難にあった時、この盗難事件を報道するために、その絵画の画像をテレビで放送することは、その絵画の著作権の侵害とはならない。  
**【○】** 時事の事件の報道では、事件を構成する著作物を許諾なく利用できる。報道の自由を担保するためである。 41条
- 8 個人が自己の所有する市販の音楽CDを専ら友達のために複製する行為は、私的使用のための複製にあたらぬ。  
**【○】** 友達は限られた範囲であるが、家族のように個人的結合関係が強いとは限らず、限定的に利用できる私的使用に該当しない。30条
- 9 複製に使用する機器・記録媒体が私的録音録画補償金の課金の対象となったものであれば、技術的保護手段を回避して行われる複製でも、私的使用のための複製にあたる。  
**【×】** 課金の対象に係らず、技術的保護手段の回避は私的使用に該当しない。30条1項2号
- 10 甲は、購入した音楽CDをCD-Rに複製した後、当該音楽CDを中古音楽CD販売業者に売り渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当するが、その後、音楽CDを他者に販売しているため、私的使用の目的外使用となり、複製権の侵害が成立する。  
**【×】** 1枚のCD-Rのコピーは、損害も少ないことから複製権侵害とならない。CD自体は権利消滅している。